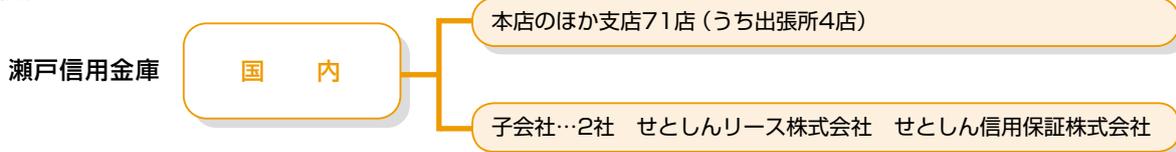


当金庫及び連結子会社の主要な事業の内容及び組織の構成

瀬戸信用金庫グループは、当金庫、子会社2社で構成され、信用金庫業務を中心にリース業務、保証業務などの金融サービスを提供しております。



○子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金又は出資金	当金庫議決権比率	子会社等の議決権比率
せとしんリース株式会社	愛知県尾張旭市三郷町栄 46 番地	総合リース業務	昭和 60. 4. 1	20 百万円	100%	0%
せとしん信用保証株式会社	愛知県尾張旭市三郷町栄 46 番地	信用保証業務	昭和 60.11.5	10 百万円	100%	0%

(令和6年3月末現在)

当金庫及び連結子会社の事業の概況

当連結会計年度の業績は次のとおりです。

預金積金の期末残高は2兆1,996億円、貸出金の期末残高は1兆1,319億円となりました。また、連結総資産は400億円減少の2兆5,321億円、連結純資産は94億円増加の1,246億円となりました。

収益の状況につきましては、連結経常利益は973百万円増加し、4,763百万円となり、親会社株主に帰属する当期純利益は589百万円増加し、3,401百万円となりました。

連結自己資本比率につきましては、前期と同様の、12.54%となりました。

連結子会社の事業概況

○せとしんリース株式会社

項目	令和5年度
業 績	
当期末契約先数	476 先
期中新規契約件数	278 件
期中新規契約額	1,319 百万円

項目	令和5年度
損 益	
売 上 高	1,078 百万円
経 常 利 益	26 百万円
当 期 純 利 益	54 百万円

・事業の概況

わが国経済は個人消費が持ち直し、好調な企業収益の下、設備投資も高水準で推移するなど、内需が穏やかに持ち直し、経済が自律的に循環する環境が整いました。海外ではわが国経済を下押しする要因が複数存在し、世界的物価上昇と金融引き締めが続いています。

当社は母体金庫の取引先企業を中心に営業活動を展開してまいりましたが、当期中のリース新規契約は、278 件で前期比 73 件増加、新規契約額は 1,319 百万円で前期比 400 百万円の増加となりました。

損益面につきましては、営業収益(売上高)は、1,078 百万円と前期比 3 百万円の増収となりました。

当期純利益は 54 百万円と前期比 41 百万円の増益となりました。

○せとしん信用保証株式会社

項目	令和5年度
業 績	
期中新規保証取扱実績	280 件
期中新規保証取扱額	7,830 百万円
保 証 件 数	9,876 件
保 証 残 高	134,283 百万円

項目	令和5年度
損 益	
売 上 高	183 百万円
経 常 利 益	60 百万円
当 期 純 利 益	38 百万円

・事業の概況

事業の概況は当面、海外経済の回復ペース鈍化による下押し圧力を受けるものの、賃金上昇率の高まりなどを背景としたマインドの改善などに支えられて、緩やかな増加を続けるものと思われます。東海地方の住宅投資においては、弱含みで推移する中、金融機関の住宅ローン獲得競争は厳しさを増しております。

こうした状況下、当社の当期中の新規保証取扱実績は、前期比 11 件の減少、取扱額では 743 百万円増加しました。

住宅ローン期末保証実績は、前期比 244 件の減少、保証残高は 3,017 百万円減少しました。

収益面につきましては、当期純利益 38 百万円を計上し、前期比 34 百万円の減益となりました。

主要な経営指標の推移

(単位: 百万円)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
連 結 経 常 収 益	24,720	22,078	22,961	22,455	22,333
連 結 経 常 利 益	2,811	3,290	4,784	3,790	4,763
親会社株主に帰属する当期純利益	1,840	2,987	3,329	2,812	3,401
連 結 純 資 産 額	123,389	132,270	127,007	115,168	124,665
連 結 総 資 産 額	2,381,202	2,514,680	2,571,569	2,572,111	2,532,100
連 結 自 己 資 本 比 率	12.72%	13.24%	12.76%	12.54%	12.54%

(注) 1. 連結自己資本比率は、自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

※ 2019年5月1日に元号が「令和」に改められたことに伴い、2019年度全体を通じて「令和元年度」と表記します。

連結貸借対照表

(単位:百万円)

科目	令和4年度 (5年3月31日現在)	令和5年度 (6年3月31日現在)
(資産の部)		
現金	19,534	17,265
預け金	487,532	453,913
買入金銭債権	3,844	5,671
金銭の信託	2,400	—
有価証券	891,735	879,472
貸出金	1,124,961	1,131,962
外国為替	553	310
その他資産	15,106	19,120
有形固定資産	24,200	23,836
建物	7,655	7,325
土地	14,119	14,188
リース資産	443	476
建設仮勘定	70	—
その他の有形固定資産	1,911	1,845
無形固定資産	104	96
ソフトウェア	18	12
その他の無形固定資産	85	84
繰延税金資産	6,932	5,392
債務保証見返	511	437
貸倒引当金	△5,305	△5,378
うち個別貸倒引当金	△4,090	△4,330
資産の部合計	2,572,111	2,532,100

(単位:百万円)

科目	令和4年度 (5年3月31日現在)	令和5年度 (6年3月31日現在)
(負債の部)		
預金積金	2,182,049	2,199,637
譲渡性預金	5,148	5,148
借入金	245,732	179,100
外国為替	0	4
その他負債	14,753	14,286
賞与引当金	937	933
役員賞与引当金	24	29
退職給付に係る負債	7,353	7,365
役員退職慰労引当金	198	217
睡眠預金払戻損失引当金	151	149
偶発損失引当金	80	124
債務保証	511	437
負債の部合計	2,456,942	2,407,435
(純資産の部)		
出資金	1,209	1,168
資本剰余金	1,078	1,078
利益剰余金	125,830	129,196
処分未済持分	△0	△0
会員勘定合計	128,118	131,442
その他有価証券評価差額金	△12,949	△6,777
評価・換算差額等合計	△12,949	△6,777
純資産の部合計	115,168	124,665
負債及び純資産の部合計	2,572,111	2,532,100

連結損益計算書

(単位:百万円)

科目	令和4年度 (4年4月1日~5年3月31日)	令和5年度 (5年4月1日~6年3月31日)
経常収益	22,455	22,333
資金運用収益	18,682	18,838
貸出金利息	10,225	10,094
預け金利息	492	480
有価証券利息配当金	7,730	8,025
その他の受入利息	234	238
役員取引等収益	2,395	2,370
その他業務収益	358	274
その他経常収益	1,017	850
経常費用	18,665	17,570
資金調達費用	376	536
預金利息	374	538
給付補償備金繰入額	10	7
譲渡性預金利息	1	1
その他の支払利息	△10	△11
役員取引等費用	1,133	1,165
その他業務費用	11	348
経常費用	14,767	14,528
その他経常費用	2,376	991
その他の経常費用	1,002	850
経常利益	3,790	4,763
特別利益	214	0
固定資産処分益	214	0
特別損失	53	25
固定資産処分損	53	0
減損損失	—	25
税金等調整前当期純利益	3,950	4,737
法人税、住民税及び事業税	1,114	1,371
法人税等調整額	23	△35
法人税等合計	1,138	1,335
当期純利益	2,812	3,401
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	2,812	3,401

連結剰余金計算書

(単位:百万円)

科目	令和4年度 (4年4月1日~5年3月31日)	令和5年度 (5年4月1日~6年3月31日)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	1,078	1,078
資本剰余金増加高	—	—
その他	—	—
資本剰余金減少高	—	—
その他	—	—
資本剰余金期末残高	1,078	1,078
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	123,066	125,853
利益剰余金増加高	2,812	3,401
親会社株主に帰属する当期純利益	2,812	3,401
利益剰余金減少高	47	59
配当金	47	59
利益剰余金期末残高	125,830	129,196

(注)記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

信用金庫法開示債権

(単位:百万円)

区分	令和4年度末	令和5年度末
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	5,018	5,620
危険債権	24,402	24,348
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	92
小計(A)	29,421	30,060
正常債権(B)	1,096,793	1,105,627
総与信残高(A)+(B)	1,126,214	1,135,688

(注)「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借借約によるものに限る。)です。せとしん信用保証㈱については保証債務求償権、せとしんリース㈱についてはリース投資資産、転リース投資資産及び未収リース料並びに解約損害未収金を債権として計上しております。

事業の種類別セグメント情報

当金庫及び連結子会社は信用金庫業務以外にリース業務、保証業務などを営んでいますが、これらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は掲載しておりません。

連結貸借対照表の注記事項

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他の有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 当金庫の有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。
- また、主な耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----|----------|
| 建物 | 8年 ~ 50年 |
| その他 | 4年 ~ 50年 |
- 連結される子会社の有形固定資産については、主として定率法により償却しております。
5. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、子会社のソフトウェアについては、連結される子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
6. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
7. 当金庫の外資債資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. 当金庫の貸倒引当金は、予め定められている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を以下のとおり計上しております。
- (1) 与債額が一定額以上の大口債務者に対する債権のうち、債権の元本回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができず債権については、当該キャッシュ・フローと未保全の債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー控除法)により計上しております。
- (2) 上記(1)以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を未保全の債権の帳簿価額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。
- 貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など、今後の管理に注意を要する債務者(以下、「[要注意先]」という。)のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者(以下、「[要管理先]」という。)に対する債権については今後3年間、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者(以下、「[正常先]」という)に対する債権については、今後1年間の予想損失率を見込んで計上しております。これらの予想損失率は、それぞれ債務者区分の損失見込期間とし、過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、算定しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業店及び融資部等が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。
- なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保、保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は381百万円でありました。
- 連結される子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められる額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てしております。
9. 貸与引当金は、職員への貸与の支払いに備えるため、職員に対する貸与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
10. 役員貸与引当金は、役員への貸与の支払いに備えるため、役員に対する貸与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によるものであります。また、数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の職員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により、それぞれ発生した連結会計年度から損益処理
- 「退職給付に係る負債」については、信用金庫法施行規則別紙様式に基づき、退職給付債務に未認識数理計算上の差異を加減した額を計上しております。
- 当金庫及び連結される子会社は、複数事業主(信用金庫等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)に加入しており、当金庫及び連結される子会社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫及び連結される子会社の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
- (1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)
- | | |
|-------------------------------|--------------|
| 年金資産の額 | 1,680,937百万円 |
| 年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額 | 1,770,192百万円 |
| 差引額 | △89,255百万円 |
- (2) 制度全体に占める当金庫及び連結される子会社の掛金拠出割合(令和5年3月分)
- | | |
|--|---------|
| | 1.2373% |
|--|---------|
- (3) 補足説明
- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高147,969百万円であり、本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫及び連結される子会社は、当連結会計年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金234百万円を費用処理しております。
- なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に集めることで算定するため、上記(2)の割合は当金庫及び連結される子会社の実際の負担割合とは一致しません。
12. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当連結会計年度末まで発生していると認められる額を計上しております。
13. 睡眠債払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。
14. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
15. 貸出金につき、為替変動リスクのヘッジ手段として通貨スワップ取引を行っており、「会計制度委員会報告第14号」に規定する振当処理による会計処理を行っております。ヘッジの有効性の評価につきましては、ヘッジ対象の相場変動はキャッシュ・フロー変動とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動との間に高い相関関係があったかどうかを確認することで判定しております。
16. 収益の計上方法
- 債務取引増収益は、債務提供の対価として受取る収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の債務取引増収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から受取る受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものと、輸出・輸入手数料、外国為替送金手数料等の外国為替業務に基づくものとがあります。
- 為替業務及びその他の債務取引等にかかると同様の履行義務は、通常、対価の受領と同時に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。なお、履行義務の充足が1年以上となる取引はありません。
17. 有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
18. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目において、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、貸倒引当金であります。

(1) 連結財務諸表に計上した金額

貸倒引当金 5,378百万円

(2) 見積りの内容について連結財務諸表利用者の理解に資するその他の情報

(見積りの金額の算出方法)

貸倒引当金の算定方法は、注記事項8に記載しております。

(見積りの金額の算出に用いた主要な仮定)

①債務者区分の決定における債務者の業績予想については、入手可能な情報に基づく仮定を

おいております。

②正常先債権については総体として過去に有していた正常先債権、その他要管理先債権については総体として過去に有していた要管理先債権と同程度の損失が発生するという仮定をしております。

(翌年度の計算書類に与える影響)

債務者区分の決定及び予想損失率の決定(予想損失率の決定における必要な修正を含む。)等、貸倒引当金の算定に用いた仮定は不確実であり、外部環境や債務者の内部環境の変化により、債務者の将来の業績への変化した場合に、翌連結会計年度の貸倒引当金は増減する可能性があります。

19. 当金庫の理事及び監事の間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 - 百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額 25,802百万円

21. 有形固定資産の圧縮記帳額 21百万円

22. 連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機等、営業用車両、電話設備、本部用諸設備

については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

23. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表中の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているもの)であって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限り、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未取戻金、仮払金、債務保証見返、保証債務求償権、リース投資資産、転リース投資資産及び未取戻リース料並びに解約損害未収金の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の買付けを行

っている場合のその有価証券(使用貸借又は貸借付当金によるもの)に限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 5,620百万円

危険債権額 24,348百万円

三月以上延滞債権額 - 百万円

貸出条件緩緩和債権額 92百万円

合計額 30,060百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除後の金額であります。

24. 手形割引は、業種別委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形、荷付が替手形は、売却又は担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は7,437百万円であります。

25. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産 222,721百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,246百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の担保として、預け金71,000百万円、及び「その他資産」

の「その他資産」として現金23百万円を充てられております。

26. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は56百万円であり、

27. 出資1口当たりの純資産額 53,360円94銭

28. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫グループは、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないよう、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。その一環として、デリバティブ取引も行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫グループが保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金であり、貸出先等の倒産や財務内容悪化などによってもたらされる信用リスクや、金利リスク、為替リスクに晒されております。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、純投資目的及びわずかながら事業推進目的でも保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価値の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。金融商品に關する金利リスク・為替リスクのヘッジ手段の一つとして、通貨スワップ取引・為替予約取引等を行っております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫グループは、融資業務及び信用リスク管理に関する諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題発生後の対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか融資部により行われ、また、定期的に経営陣による理事会や経営会議で審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、資金証券部・リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行っており、それらの管理状況は定期的に開催する理事会やリスク管理委員会にて報告・協議を行っております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫グループは、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。ALMに関する規程等において、リスク管理方法や手続き等を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、ALM・金利削減委員会やリスク管理委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

日常的にはリスク管理部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会及びリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫グループは為替の変動リスクに関して、持高管理をすとともに為替予約、通貨スワップ等を利用して、個別案件ごとの管理も行ってあります。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、経営会議で中期ごとの資金運用計画を承認し、理事会、経営会議、リスク管理委員会に保有状況を報告しております。

このうち、資金証券部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

また、保有している株式のうち、事業推進目的で保有しているものについては、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は資金証券部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行・ヘッジ有効性の評価・事務管理等に関する部門等を分離し、内部牽制を確立するとともに、ヘッジ取引取扱規程に基づき実施しております。

(v) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫グループにおいて、主要なリスク変数である金利リスク・価格変動リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」、「貸出金」、「預金積金」、「譲渡性預金」、「借入金」であります。当金庫グループでは、これらの金融資産及び金融負債の金利リスクをVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫グループのVaRは分散共分散法により算出しており、令和6年3月31日現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は全体で20,027百万円であります。

なお、当金庫グループではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しております。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。また、株式のうち非上場のものについてはリスク計測の対象外としております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫グループはALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

29. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の評価技法(算定方法)については(注1)参照)。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含まれておりません(注2参照)。また、外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預 け 金	453,913	452,293	△ 1,619
(2) 買 入 金 銭 債 権	5,671	5,656	△ 15
(3) 有 価 証 券	—	—	—
その他有価証券(*1)	879,260	879,260	—
(4) 貸 出 金	1,131,962	—	—
貸 倒 引 当 金(*2)	△ 5,160	—	—
金 融 資 産 計	1,429,784	1,337,209	△ 92,575
(1) 預 金 積 金	2,199,637	2,200,163	526
(2) 譲 渡 性 預 金	5,148	5,150	2
(3) 借 用 金	179,100	179,100	—
金 融 負 債 計	2,383,886	2,384,414	527
デリバティブ取引(*3)	—	—	—
ヘッジ会計が適用されていないもの	11	11	—
ヘッジ会計が適用されているもの	—	—	—
デリバティブ取引引	11	11	—

(*1) その他有価証券には、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) その他有価証券・債権に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法(算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期の有る預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、仕組み預け金については、取引金融機関による評価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

取引金融機関による評価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。市場における取引価格が存在する投資信託は、取引所の価格、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価としております。

自金庫保証付私算債は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については30.から32.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

また、貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金・定期積金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(2) 譲渡性預金

一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フロー市場金利で割り引いて時価を算定しております。

(3) 借入金

一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を信用リスクを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引(為替予約取引)であり、決算日における為替相場により円換算した評価差額によっております。

(注2) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額
非 上 場 株 式 (*1)	186
組 合 出 資 金 (*2)	25
合 計	212

(*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等に関する適用指針」(令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

30. 令和6年3月31日における有価証券の時価及び評価差額に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下33.まで同様であります。

その他有価証券

(単位:百万円)

種 類	連結貸借対照表	取 得 原 価	差 額
株 式	20,658	12,388	8,270
債 券	134,894	133,960	933
国 債	16,628	16,526	101
地 方 債	44,211	43,855	356
社 債	74,054	73,579	475
そ の 他	60,429	53,827	6,602
小 計	215,982	200,176	15,806
株 式	960	1,033	△ 72
債 券	468,345	482,345	△ 14,000
国 債	18,807	20,374	△ 1,567
地 方 債	74,197	78,197	△ 4,000
社 債	375,340	383,773	△ 8,432
そ の 他	193,972	205,129	△ 11,157
小 計	663,277	688,508	△ 25,231
合 計	879,260	888,684	△ 9,424

31. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

	売 却 額	売却益の合計額	売却損の合計額
株 式	130	1	8
債 券	17,980	—	316
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
社 債	17,980	—	316
そ の 他	1,088	56	—
合 計	19,200	57	324

32. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(市場価格のない株式等及び組合出資金を除く)のうち、当該有価証券の時価取得原価に比べて著しく下落しており、時価取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)することとしております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式20百万円であります。

減損処理にあたっては、時価のある有価証券について、当連結会計年度末における時価の取得原価に対する下落率が50%以上の場合には全て減損処理を行い、下落率が30%以上50%未満の場合において、当該下落が著しい下落に該当する場合には時価の回復可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行うこととしております。

33. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込み時及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は74,859百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが64,990百万円あります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込み時及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付することを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は74,859百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが64,990百万円あります。

34. 当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 7,021 百万円
未積立退職給付債務	△ 7,021
未認識数理計算上の差異	△ 343
連結貸借対照表計上額の純額	△ 7,365
退職給付に係る負債	△ 7,365

35. 収益認識会計基準の「表示」に関する事項

企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」(令和2年3月31日)に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示してありません。当連結会計年度末の契約資産の金額は以下のとおりであります。

契約資産 41百万円

連結損益計算書の注記事項

(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たり親会社株主に帰属する当期純利益1,438円39銭

3. 当金庫は、地区内の営業用店舗1件の土地建物について減損損失(25百万円)を特別損失として計上しております。当該営業用店舗は、収益性の低下等により資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失としております。

なお、営業用店舗については、個別に継続的な収支の把握を行っていることから支店単位で、処分予定資産及び遊休資産については各資産単位でグルーピングしております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共有資産としております。

4. 「収益認識に関する会計基準」に基づく顧客との契約から生じる収益の金額は、他の収益と区分表示してありません。当連結会計期間の顧客との契約から生じる収益は、2,166百万円あります。

5. 収益を理解するための基礎となる情報は、連結貸借対照表の注記において重要な会計方針と合わせて注記しております。

6. 資金調達費用に含まれるその他の支払利息のマイナスは金利がマイナスの取引を約定したことに伴い、純額でマイナスになったことによるものです。

■ 連結における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	128,058	131,396
うち、出資金及び資本剰余金の額	2,287	2,246
うち、利益剰余金の額	125,830	129,196
うち、外部流出予定額(△)	59	46
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△0
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,215	1,048
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,215	1,048
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	129,274	132,445
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	104	96
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	104	96
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	104	96
自己資本		
自己資本の額 [(イ) - (ロ)] (ハ)	129,170	132,348
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	993,311	1,018,131
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△15,492	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△15,492	△14,063
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	36,413	37,147
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	1,029,725	1,055,278
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 [(ハ) / (ニ)]	12.54%	12.54%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) その他金融機関等(注)であって信用金庫の子法人等である会社はございません。

(注) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等をいいます。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位: 百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	993,311	39,732	1,018,131	40,725
1) 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	901,525	36,061	914,597	36,583
① 外国の中央政府及び中央銀行向け	200	8	200	8
② 地方公共団体金融機構向け	909	36	908	36
③ 我が国の政府関係機関向け	1,752	70	1,558	62
④ 地方三公社向け	1,376	55	1,266	50
⑤ 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	74,000	2,960	74,760	2,990
⑥ 法人等向け	382,186	15,287	383,378	15,335
⑦ 中小企業等向け及び個人向け	177,983	7,119	175,111	7,004
⑧ 抵当権付住宅ローン	16,124	644	19,083	763
⑨ 不動産取得等事業向け	102,192	4,087	102,896	4,115
⑩ 三月以上延滞等	302	12	214	8
⑪ 取立未済手形	105	4	184	7
⑫ 信用保証協会等による保証付	6,244	249	6,921	276
⑬ 出資等	21,208	848	21,801	872
出資等のエクスポージャー	21,208	848	21,801	872
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
⑭ 上記以外	116,939	4,677	126,311	5,052
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	69,664	2,786	72,309	2,892
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	12,463	498	19,219	768
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	34,811	1,392	34,782	1,391
2) 証券化エクスポージャー	3,970	158	4,293	171
証券化				
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	3,970	158	4,293	171
再証券化	—	—	—	—
3) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	103,236	4,129	113,292	4,531
ルック・スルー方式	103,236	4,129	113,292	4,531
マンドート方式	—	—	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
4) 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
5) 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 15,492	△ 619	△ 14,063	△ 562
6) CVA リスク相当額を8%で除して得た額	72	2	9	0
7) 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	36,413	1,456	37,147	1,485
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	1,029,725	41,189	1,055,278	42,211

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

4. オペレーショナル・リスクの算定に当たっては、当金庫は基礎的手法を採用しています。

$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞}$ $\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項

(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

○信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別、業種別及び残存期間別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー区分		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		三月以上延滞エクスポージャー	
	信用リスクエクスポージャー期末残高		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
	令和4年度	令和5年度								
国内	2,624,101	2,507,947	1,400,455	1,355,991	655,362	616,306	102	23	790	1,692
国外	98,924	104,685	88	—	98,414	104,382	—	—	—	—
地域別合計	2,723,025	2,612,633	1,400,543	1,355,991	753,776	720,688	102	23	790	1,692
製造業	274,028	281,501	131,036	133,154	138,412	143,772	7	0	591	608
農業、林業	78	81	78	81	—	—	—	—	—	2
鉱業、採石業、砂利採取業	3,812	3,529	3,112	2,828	700	700	—	—	5	5
建設業	118,841	121,272	105,520	106,940	12,696	13,697	—	—	37	54
電気・ガス・熱供給・水道業	155,108	137,472	21,120	18,872	130,212	114,854	—	—	—	4
情報通信業	11,616	10,600	4,620	4,672	5,702	4,901	—	—	3	1
運輸業、郵便業	74,079	72,381	18,485	19,233	51,959	49,510	—	—	—	126
卸売業、小売業	127,040	132,647	107,246	105,475	19,050	26,439	27	1	75	857
金融業、保険業	484,148	494,653	46,169	47,838	157,976	163,800	67	21	—	—
不動産業	139,537	142,249	114,921	115,261	20,020	21,310	—	—	62	15
物品賃貸業	22,882	24,901	5,370	4,977	17,144	19,541	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	14,161	14,257	13,453	13,550	707	706	—	—	—	—
宿泊業	2,301	2,308	2,289	2,296	—	—	—	—	—	—
飲食業	13,910	13,130	13,310	13,130	599	—	—	—	1	0
生活関連サービス業、娯楽業	14,662	13,317	14,045	12,899	600	400	—	—	—	—
教育、学習支援業	2,852	3,523	2,852	3,423	—	100	—	—	—	—
医療、福祉	26,086	25,550	25,986	25,450	100	100	—	—	—	—
その他のサービス	36,581	36,052	35,090	35,060	1,396	899	—	—	3	2
国・地方公共団体等	922,366	800,860	510,879	460,332	196,496	159,953	—	—	—	—
個人	222,420	227,956	222,420	227,956	—	—	—	—	11	13
その他	56,508	54,382	2,534	2,552	—	—	—	—	—	—
業種別合計	2,723,025	2,612,633	1,400,543	1,355,991	753,776	720,688	102	23	790	1,692
1年以下	395,244	320,969	137,684	137,162	94,823	75,140	102	23	—	—
1年超3年以下	264,017	278,229	61,609	57,096	134,119	130,562	—	—	—	—
3年超5年以下	262,277	291,999	67,722	69,935	182,925	176,961	—	—	—	—
5年超7年以下	184,385	220,281	60,312	120,827	119,772	97,454	—	—	—	—
7年超10年以下	358,067	334,486	253,253	207,996	102,814	119,490	—	—	—	—
10年超	678,221	669,794	543,400	538,215	115,820	115,579	—	—	—	—
期間の定めのないもの	580,807	496,867	276,560	224,758	3,500	5,500	—	—	—	—
その他	3	4	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	2,723,025	2,612,633	1,400,543	1,355,991	753,776	720,688	102	23	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、業種区分及び期間区分に分類することができないエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。

○一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	923	1,215	—	923	1,215
	令和5年度	1,215	1,048	—	1,215	1,048
個別貸倒引当金	令和4年度	3,368	4,090	360	3,008	4,090
	令和5年度	4,090	4,330	68	4,021	4,330
合 計	令和4年度	4,292	5,305	360	3,932	5,305
	令和5年度	5,305	5,378	68	5,237	5,378

(注) 当期減少額のうち他は洗替えによるものであります。

○業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	当期増加額		当期減少額		期末残高		令和4年度	令和5年度
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度		
製 造 業	813	859	1,070	813	813	859	—	—
農 業、林 業	2	2	2	2	2	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	1	2	1	1	1	2	—	—
建 設 業	328	319	334	328	328	319	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	4	—	—	—	4	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	38	133	6	38	38	133	—	—
卸 売 業、小 売 業	1,121	1,125	188	1,121	1,121	1,125	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	257	251	254	257	257	251	—	—
物 品 賃 貸 業	22	91	19	22	22	91	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	1	—	—	—	1	—	—
宿 泊 業	1,176	1,148	1,174	1,176	1,176	1,148	—	—
飲 食 業	23	35	11	23	23	35	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	5	2	5	5	5	2	—	—
教 育、学 習 支 援 業	0	0	0	0	0	0	—	—
医 療、福 祉	2	4	2	2	2	4	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	172	170	174	172	172	170	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	4	3	5	4	4	3	—	—
そ の 他	117	172	114	117	117	172	—	—
合 計	4,090	4,330	3,368	4,090	4,090	4,330	—	—

(注) 1. 当金庫及びその連結子会社等は、会員の外国子会社への貸付けに対して個別貸倒引当金はございませんので「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種区分の「その他」には、保証金、出資金、未収リース料等に対する個別貸倒引当金を記載しております。
3. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

○リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	499	1,122,757	—	969,480
10%	—	89,071	—	93,915
20%	94,971	349,691	123,167	373,992
35%	—	38,404	—	45,817
50%	324,457	18,403	304,941	1,574
75%	—	232,413	—	234,724
100%	14,080	417,881	11,342	428,761
150%	—	146	—	118
250%	—	20,246	—	24,797
1250%	—	—	—	—
合 計	—	2,723,025	—	2,612,633

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

○信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		8,521	7,757	31,923	29,102	—	—
	①外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	1,000	1,000	—	—
	②地方公共団体金融機構向け	—	—	3,419	917	—	—
	③我が国の政府関係機関向け	—	—	7,629	4,896	—	—
	④地方三公社向け	—	—	1,607	1,506	—	—
	⑤金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	—	—	—	—	—	—
	⑥法人等向け	4,378	3,897	887	376	—	—
	⑦中小企業等向け及び個人向け	3,283	3,017	17,377	18,837	—	—
	⑧抵当権付住宅ローン	—	—	—	1,567	—	—
	⑨不動産取得等事業向け	859	842	—	—	—	—
	⑩三月以上延滞等	—	—	1	—	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

○派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額	68	15
グロス再構築コストの額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
派 生 商 品 取 引	102	23	102	23
外国為替関連取引	102	23	102	23
合 計	102	23	102	23

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

- 連結グループがオリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
証券化エクスポージャーに関する事項はございません。
- 連結グループが投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

○保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

①証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	11,565	—	11,712	—
法人向けローン	11,565	—	11,712	—

②再証券化エクスポージャーの保有はございません。

○保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

①証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	令和4年度		令和5年度		令和4年度		令和5年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%～50%未満	9,865	—	9,211	—	111	—	114	—
50%～100%未満	1,700	—	2,500	—	47	—	57	—
合計	11,565	—	11,712	—	158	—	171	—

(注) 所要自己資本の額=エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

②再証券化エクスポージャーの保有はございません。

●保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用に関する事項はございません。

(7) 出資等エクスポージャーに関する事項

○貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	28,354	28,354	36,523	36,523
非 上 場 株 式 等	8,781	—	11,781	—
合 計	37,136	—	48,305	—

○出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売 却 益	198	57
売 却 損	162	8
償 却	—	20

(注) 連結損益計算書における損益の額を記載しております。

○貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	3,464	11,040

○貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額はございません。

(8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	130,117	142,594
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

(9) 金利リスクに関する事項

連結対象の子会社の金利リスクは僅少であり、金利リスクの影響は限定的であると認識していることから単体のみ開示しております。